

令和6年度

第37回東松島市農業委員会総会議事録

令和6年6月25日

東松島市農業委員会

令和6年度第37回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和6年6月25日（火） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐 藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 議案第1号 非農地証明願について

日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第8 議案第5号 令和6年度農業者年金加入推進活動計画（案）について

閉 会

出席委員（15名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	—	2番	鈴木 仁 逸	3番	佐 藤 祥
4番	熊 谷 奨	5番	阿 部 喜 生	6番	秋 本 まゆみ
7番	小 山 静 子	8番	大 山 道 保	9番	浅 野 喜代志
10番	安 部 俊 郎	11番	本 田 幸 男	12番	小 岩 敏 幸
13番	大 崎 康	14番	川 村 勝 雄	15番	安 倍 民 夫
16番	佐 藤 栄 宏				

遅参委員 なし

欠席委員（1名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	門 馬 宏 之				

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩
事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

【 開 会 】

○事務局長 : ただいまより、第37回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長 : — 会長挨拶 —
— 会長の動向報告 —

○事務局長 : 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長(佐藤栄宏会長) : それでは、議事に入ります。

本日は、1番門馬宏之委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより第37回東松島市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、11番本田幸男委員、15番安倍民夫委員のお二人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員 : (「異議なし」との声あり)

○議長(佐藤栄宏会長) : 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員 : (「異議なし」との声あり)

○議長(佐藤栄宏会長) : 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長 : 資料の1ページをご覧ください。合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、矢本字鹿石前129 外 計5筆で3,267㎡、解約届出日は令和6年5月13日、借人の変更のため使用貸借契約の解約でございます。

その2、矢本字五反田1 外 計4筆で4,951㎡、解約届出日は令和6年5月29日、贈与のため賃貸借契約の解約でございます。

その3、大曲字新沼160—3、2,870㎡、解約届出日は令和6年6月3日、売買のため賃貸借契約の解約でございます。

その4、野蒜字山岸80—9、66㎡、解約届出日は令和6年6月4日、公共事業に伴う用地買収のため賃貸借契約の解約でございます。

その5、野蒜字南赤崎124—6 外 計2筆で7,327㎡、解約届出日は令和6年6月4日、売買のため賃貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第4、議案第1号 非農地証明願について、を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： 議案の2ページをご覧ください。

その1、矢本字二反走309-1、532㎡。願出地は、昭和61年7月頃に住宅（矢本字二反走309-2）を建築した当初から、宅地の一部（駐車場及び庭）として利用してきた土地であり、今後も農地として復元することがないことから、非農地証明願を提出するものです。3ページが位置図です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 14番川村勝雄委員より聴き取り調査報告をお願いします。

○川村勝雄委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年6月23日。転用された日が昭和61年7月頃。現在の利用状況は、庭及び駐車場。転用した理由は、自宅を建築した昭和61年7月頃から宅地の一部として庭及び駐車場として使用してきた。今後も農地として使用することはない。総合意見として、適当と思われます。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を非農地証明願のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を非農地証明願のとおり証明することに決定します。
次に、日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明願います。

○事務局長： 議案の4ページをご覧ください。

その1、矢本字鹿石前129 外 計4筆で3,060㎡、5年間の賃貸借権設定となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 4番熊谷奨委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年6月22日。権利の種類は賃貸借権設定。出し手理由は、相手方要望。受け手の理由は、新規就農。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、施設野菜です。通作距離は、約3.5 km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、農業用鉄骨ハウス。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。
次にその2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、矢本字五反田1 外 計7筆で5,498㎡、贈与による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 2番鈴木仁逸委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○鈴木仁逸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年6月19日。権利の種類は所有権移転。出し手、受け手の理由は、贈与、受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、露地野菜の複合経営です。通作距離は約1～2 km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。
次にその3を事務局から説明願います。

○事務局長： その3、大塩字平田原33 外 計2筆で3, 126㎡、贈与による所有権移転となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 4番熊谷奨委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年6月21日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は贈与。受け手の理由は、相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、露地野菜です。通作距離は約6km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、遊休農地。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3を許可することに決定します。

次に、日程第6、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： 資料は5ページとなります。

その1、矢本字太子前149-1、496㎡。転用目的は、農家住宅敷地。現在の利用状況は普通畑。権利の種類は売買による所有権移転。位置図については、6ページのとおりで、農地区分としては第1種農地となりますが、周辺に住宅10戸以上が連担していることから、集落接続による例外規定であり許可対象であると宮城県と調整しております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 14番川村勝雄委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○川村勝雄委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年6月23日。転用目的は、農家住宅の建築。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障については、無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、その2を事務局より説明願います。

○局長補佐： その2、大曲字前畑84—7、499㎡。転用目的は、分家住宅敷地。現在の利用状況は休耕中。権利の種類は贈与による所有権移転。位置図については、7ページで、農地区分としては第2種農地となります。申請地の周辺は山林及び宅地となっておりますので、小規模で生産性の低い農地ということで許可相当と宮城県と調整しております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 12番小岩敏幸委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○小岩敏幸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年6月23日。転用目的は、分家住宅敷地。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障は無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、その3とその4は関連がありますので一括で事務局より説明願います。

○局長補佐： その3、大塩字寺沢28—1、2、503㎡。転用目的は、太陽光発電敷地。現在の利用状況は休耕中。権利の種類は売買による所有権移転。位置図については、8ページのとおりで、農地区分としては第2種農地で、周辺が山林に囲まれていて、小規模で生産性の低い農地となり、立地基準は該当しているということで、宮城県から意見をいただいております。

その4、大塩字表沢49—1 外 計2筆で2,119㎡。転用目的は、太陽光発電敷地。現在の利

用状況は休耕中。権利の種類は売買による所有権移転。位置図については、9ページ。農地区分は第2種農地で、小規模で生産性の低い農地となり、立地基準は該当しているということで、宮城県から意見をいただいております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 13番大崎康委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○大崎康委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年6月20日。転用目的は、太陽光発電敷地。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障は無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3及びその4を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3及びその4を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第7、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。

始めに利用権の賃借権設定を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○事務局長： 資料は10ページとなります。公告日は全て令和6年6月28日となります。

その1、赤井字星場312―8 外 計3筆で2,233㎡。借賃は、金納で30,000円、期間については、令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので、事務局より聴き取り調査の報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年6月23日。権利の種類は、賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手理由も、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約4kmで、農業経営の内容は、露地野菜の単一経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。
次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、浜市字新西浮足127—1 外 計3筆で3,118㎡。借賃は、物納で186kg。期間については、令和6年7月1日から令和16年11月30日までの10年間となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 10番安部俊郎委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○安部俊郎委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年6月23日。権利の種類は、賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約1kmで、農業経営の内容は、水稻、施設野菜、大豆栽培の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2を承認することに決定します。
次に、所有権移転について上程いたします。
その1を事務局より説明願います。

○事務局長： その1、大曲字新沼160—3、2,870㎡。対価は1,291,500円。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 12番 小岩敏幸委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○小岩敏幸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年6月23日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、売却。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約0.8kmで、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

次に、その2ですが、10番 安部俊郎委員に係る案件ですので規定により退出をお願いします。事務局から説明願います。

○事務局長： その2、野蒜字泉塚128、3,400㎡。対価は1,020,000円。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員7番 小山静子委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○小山静子委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年6月18日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約1kmで、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稻と大豆や麦の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2を承認することに決定します。

安部俊郎委員に報告します。本計画その2は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、その3を事務局から説明願います。

○事務局長： その3、野蒜字南赤崎124―6 外 計2筆で7,327㎡。対価は2,198,100円。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員7番 小山静子委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○小山静子委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年6月19日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、規模拡大、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約0.5kmで、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稻と施設野菜、麦や大豆の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その3を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3を承認することに決定します。

次に、農地中間管理事業の一括方式について上程します。

その1からその69を事務局から説明願います。

○事務局長： 公告日は令和6年6月28日。転貸人は、全て、宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社となります。

その1からその59までは、使用貸借による権利の設定。その1からその67及び69の設定期間については、令和6年6月29日から令和16年6月30日の10年間となります。

その1、野蒜字泉塚107―1 外 計2筆で4,564㎡。

その2、浅井字上館81 外 計3筆で7,009㎡。

その3、野蒜字泉塚110 外 計3筆で5,386㎡。

その4、野蒜字泉塚111 外 計2筆で7,107㎡。

その5、野蒜字泉塚113 外 計3筆で8,074㎡。

その6、野蒜字泉塚115 外 計2筆で8,323㎡。

その7、浅井字上館74 外 計2筆で6,105㎡。

その8、浅井字上館80、2,126㎡。

その9、浅井字上館83 外 計3筆で8,443㎡。

その10、浅井字上館84、2,700㎡。

その11、大塚字上塚131、3、666のうち2、530㎡。
 その12、大塚字上塚140、1、996のうち1、842㎡。
 その13、大塚字下塚96 外 計2筆で2、435㎡。
 その14、大塚字下塚107、2、206㎡。
 その15、大塚字下塚110—1 外 計3筆で4、478㎡。
 その16、浅井字上館76、2、278㎡。
 その17、浅井字上館69—1 外 計2筆で3、823㎡。
 その18、浅井字上館79、2、700㎡。
 その19、大塚字雷田58、2、872㎡。
 その20、大塚字雷田57 外 計2筆で1、971㎡。
 その21、大塚字上塚146、2、427㎡。
 その22、大塚字上塚150、1、034㎡。
 その23、大塚字雷田59 外 計4筆で6、398㎡。
 その24、大塚字雷田61、1、011㎡。
 その25、大塚字雷田60、1、583㎡。
 その26、大塚字雷田62 外 計2筆で2、312㎡。
 その27、大塚字手海74、2、533㎡。
 その28、大塚字雷田56、3、149のうち2、084㎡。
 その29、大塚字上塚137—1 外 計3筆で7、903㎡。
 その30、大塚字上塚130 外 計2筆で1、024㎡。
 その31、大塚字上塚135 外 計2筆で5、864㎡。
 その32、大塚字上塚139、46㎡。
 その33、大塚字上塚128 外 計2筆で6、352㎡。
 その34、大塚字下塚98 外 計2筆で3、076㎡。
 その35、大塚字下塚86、3、354㎡。
 その36、大塚字手海77 外 計3筆で12、287㎡。
 その37、大塚字雷田63 外 計3筆で5、675㎡。
 その38、大塚字下塚87 外 計2筆で3、623㎡。
 その39、大塚字上塚129、4、730のうち1、378㎡。
 その40、大塚字手海73、4、084のうち2、105㎡。
 その41、大塚字上塚142、1、798㎡。
 その42、大塚字下塚105、2、912㎡。
 その43、大塚字下塚106、2、082のうち1、642㎡。
 その44、大塚字雷田55 外 計2筆で3、873㎡。
 その45、浅井字上館78、1、423㎡。
 その46、大塚字雷田53、1、100のうち216㎡。
 その47、大塚字雷田54、777㎡。
 その48、大塚字雷田56、3、149のうち1、065㎡。
 その49、大塚字下塚101 外 計2筆で6、544㎡。
 その50、大塚字手海71、3、554㎡。
 その51、大塚字雷田51 外 計3筆で4、338㎡。
 その52、大塚字雷田46 外 計2筆で3、702㎡。

その53、大塚字上塚131、3、666のうち337㎡。
その54、大塚字下塚106、2、082のうち440㎡。
その55、大塚字上塚140、1、996のうち154㎡。
その56、大塚字上塚141、4、134㎡。
その57、大塚字雷田63 外 計4筆で7,967㎡。
その58、大塚字下塚92 外 計3筆で5,733㎡。
その59、大塚字下塚95 外 計2筆で1,703㎡。
その60、矢本字二反走26 外 計6筆で6,054㎡。借賃は、金納で72,300円。
その61、矢本字二反走267 外 計3筆で5,435㎡。借賃は、金納で65,100円。
その62、矢本字新町182 外 計3筆で17,456㎡。借賃は、金納で209,400円。
その63、矢本字穴尻117―1 外 計2筆で1,243㎡。借賃は、金納で13,600円。
その64、小松字後坪105―1、1、113㎡。借賃は、金納で12,243円。
その65、大塩字五台下83、523㎡。借賃は、金納で7,800円。
その66、野蒜字羽黒103 外 計7筆で21,629㎡。借賃は、物納で660kg。
その67、赤井字北田363―1、2,000㎡。借賃は、物納で150kg。
その68、赤井字北田363―2、977㎡。借賃は、金納で12,700円。設定期間については、令和6年6月29日から令和13年6月1日の7年間となります。
その69、大塩字新三郷4 外 計2筆で598㎡。借賃は、金納で5,681円。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1からその69を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1からその69を承認することに決定します。

次に、日程第8、議案第5号 令和6年度農業者年金加入推進活動計画（案）について、を上程いたします。

事務局より説明願います。

○事務局長： 資料に基づき説明いたします。

農業委員等任期満了に伴いまして改選にあたりますが、市町村農業委員会の作成した計画を宮城県へ今月末までに提出する必要があるため、今回の総会にてお諮りすることをご承知おきください。

令和6年4月1日現在での策定となります。

新規加入数は、全体1名、20から39歳が1名、女性1名となります。これは、20から39歳の女性が1名加入すれば、本市は目標達成となります。

戸別訪問実働者名簿のところをご覧くださいと、いしのまき農協の赤井支店が統合されたことにより、1名減となり、推進員が31名となっております。

加入推進名簿の整備については、昨年は45人でしたが、名簿を整理しまして42人となります。別添の資料のとおりです。

推進強化月間は、例年とおり11月から2月となります。

戸別訪問の実施については、訪問対象者は10人、訪問に携わる人数は20人で加入推進や制度説明を実施予定です。

戸別訪問実働者名簿は、今日現在の農業委員等となっております。7月8日以降は、新しい農業委員等が引き続き実施していきます。

加入推進対策会議及び研修会について、6月に市、JA職員で加入推進対策会議を行っております。今回の総会において農業委員への加入推進対策会議と位置付けております。7月25日開催予定の合同会議で推進委員も含めて、推進研修会を実施予定です。10月には、市、JA職員で加入推進検討会議を実施予定です。

広報普及活動の実施については、8月に市報へ掲載し市内全戸配布を予定しております。また、8月に別添資料の42人の対象者へダイレクトメールによるPRを予定しております。11月には事務局窓口に加入推進のチラシを設置しPR予定です。

計画については、以上のとおりの内容となりますので、ご審議お願いします。

○議長（佐藤栄宏会長）： 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。令和6年度農業者年金加入推進活動計画（案）について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、令和6年度農業者年金加入推進活動計画（案）について、を原案のとおり承認することに決定いたします。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第37回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時31分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和6年6月25日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 11番 本田 幸男

署名委員 15番 安部 民夫

